

会議結果報告書

会議名称	第11回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成20年1月25日（金）18：30～21：00 S T V北2条ビル6階1～3号会議室
出席委員	12人出席
次回開催	平成20年1月31日（木）18：30～ S T V北2条ビル6階1～3号会議室

議題	概要等
1．開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料4」として、各委員からの答申書一次案に対する意見をまとめた一覧表を配布している。
2．答申書一次案についての検討	<p>救済制度のうち、相談の対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申案では、相談段階では子どもの悩み全般に応じるという記載であるが、子どもの権利侵害を中心に相談を受け付けるものとするべきという意見について、議論を行った。 ・相談を幅広く扱ったとしても、実際の人権侵害として申立てにつながる件数は限られるだろう。その場合、初めから間口を狭くすると、なかなか相談に来にくいのではないかと。 ・間口を広くすることは、予算もかかるし色々な意味で影響が出るかもしれないが、札幌市がしっかりと対応するのであれば、間口を広くした中で、救済に必要なケースを拾い上げる動きをする方が良いのではないかと。 ・子どもも大人も、自分が今抱えている問題が権利侵害に当たるかどうかは分からないことが多いだろう。その意味では、「今悩んでいる問題を言ってもいい。」と広く間口を取ることが必要だと思う。 ・相談活動を通して、子どもが持っている権利は何か、それが侵害されているのはこのような意味である、ということ、広く市民に広報することで、権利侵害を中心に受け付けたとしても、子どもの相談の窓口として十分に機能するのではないかと。 ・様々な形を通しての広報は大事な視点ではあるが、検討会議としては、答申案どおり間口を広く取るという形を取ることが確認された。 <p>救済制度のうち、組織のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申案では、組織のあり方として三層制が示されているが、相談段階から迅速に権利侵害に対応し、調整活動を行うという点では、二層制が良いのではないかとという意見について、議論を行った。 ・迅速性という点を考慮するのであれば、間口を広く取って三層制で考えたときに、どのようなプロセスだと迅速性が損なわれるのかなどを考える必要がある。 ・二層制か三層制かは、形だけの問題であるので、中身の相談機能や調査機能などをどのような形で、どういう人を位置づけるかなど、実際に配置した際のイメージを考える必要がある。 ・救済委員に就く人材としては、大学教授等が考えられるが、仮に相談日を4日以上設定することを想定した場合、人材の確保は困難ではないかと。 ・実際の運用に際しては、例えば緊急時については、勤務時間外なども連

絡を受けるシステムをとることなどが考えられる。札幌は独任制を考えているので、柔軟なシステムを取れば、迅速性は確保されるのではないかと。
・以上の意見交換を踏まえ、検討会議としては、答申案どおり三層制を念頭に組織の考え方について述べることを確認された。

救済機関のイメージ図について

・答申案に記載の救済機関のイメージ図について、救済委員から相談員に向かう「相談対応への助言」に「連携」という文言を加えること、相談員から救済委員に向けての「報告」に「すべての案件について」という文言を加えることなどの意見に対して、議論を行った。
・救済機関に従事する職員の連携は大事であり、色々な機会に連絡を密にしないとこの機関は機能しないということは間違いはないが、それも踏まえた上で、考えられる図としてはこのような形になるのではないかと。例えば、勉強会を開いたりしながら、具体的な規準を作り上げ、運用していくことになるのではないかと。
・救済委員の立場では権利侵害か否かの判断がすぐでき、相談員や調査員の立場では判断できないのではないかと、という懸念から出された意見と考えるが、実際には、各ポジションが欠けている部分を補いながら制度を作っていくことになるだろう。体系的な議論ではなく、連携や報告の中身の実質化を考える必要があるのではないかと。

条例に相談機能を位置づけることについて

・検討会議では、相談機能が大切であるということが活発に議論されてきたので、相談機能について条例に明確に位置づけることが必要ではないかととの意見に対して、議論を行った。
・答申書の書き振りから、すでに相談機能が重要であるというニュアンスは読み取れるのではないかと。
・他の自治体の例では、救済委員自体が相談を受け付けるという形を取っているとのことであるが、子どもの救済は、救済委員だけでなく、相談機能でも調査機能でも行っているものであり、救済機関という組織として考えると、答申案で十分ではないかと。
・一般に、救済委員はとても偉い人のように思えるが、現実問題としては、相談員や調査員にも色々な作業があり、三者が連携して有機的に機能することが必要であるだろう。このあたりのことを、答申に反映できるのではないかと。
・相談機能の条例への位置付けについては答申案どおりとし、救済機関が組織として機能することについては、表現を工夫して答申に盛り込むことが確認された。

その他救済制度に関することについて

・答申書12ページ「子どもの居住地」の「はじめの相談段階では、どのような悩みであっても広く受け付け」という文言について、居住地について書かれた箇所であるので、「居住地等によって限定せず」という文言を加えるべきという意見について、議論を行った。
・子どもの行動範囲について触れている箇所であることから、「初めの相談段階では、幅広く受け付け」という記載で良いのではないかと、ということが確認された。
・答申書9ページ「子どもの表現能力の問題」の記載について、子ども自身に問題があると受け取られる可能性があるという意見について議論が行われた。

	<p>・「子どもは発達過程にあり、十分な表現能力が備わっていない場合には、被害が表面化しにくい。」という修正提案が出されたが、表現できない理由としては、子ども自身に表現する力が十分でない場合と、表現する力があっても状況に応じて表現できなくなる場合とが考えられることから、文言をさらに工夫することが確認された。</p> <p>・答申書13ページ「相談の方法」の「相談は、大人だけではなく子ども自ら相談できるよう」という記載について、まずは子どもの相談について記載すべきという意見について、議論を行った。</p> <p>・「相談は、子どもも大人もできるよう」という表現にしてはどうかという修正意見が出されたが、「子ども一人で来ても良い」というイメージが伝わりにくいなどの意見が出され、文言をさらに工夫することが確認された。</p> <p>第10回検討会議における意見に対する確認について</p> <p>・「権利行使に伴う制限」、「意見表明の規定」、「子どもの権利委員会への子どもの参加」について、それぞれ座長から修正案が提示され、「資料4」の記載の通り修正することが確認された。</p>
4．閉会	<p>次回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回検討会議の日程について <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成20年1月31日（木）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階A、B会議室 ・答申書手交式の日程について（予定） <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成20年2月1日（木）15時00分～ 場所：市役所本庁舎10階市長会議室